

平成24年度 第2回高崎市介護保険運営協議会・会議録（抄）

【開催日時】 平成24年12月12日（水） 午前2時00分～午後4時28分

【開催場所】 高崎市総合保健センター・第1会議室（2階）

【出席委員】 計20人

会長	金井 敏	副会長	井上 昭子	委員	井上 謙一
委員	井上 光弘	委員	岩田 満	委員	大川原 紀美子
委員	大河原 重雄	委員	大屋 幸枝	委員	長壁 勝雄
委員	駒井 和子	委員	曾根 哲夫	委員	高井 俊一郎
委員	高木 高臣	委員	竹部 省三	委員	平野 勝海
委員	藤田 東洋子	委員	松橋 亮	委員	松本 富佐子
委員	紋谷 光徳	委員	吉池 松枝		

【欠席委員】 計 3人

委員	江原 洋一	委員	田端 俊一	委員	三木 富司
----	-------	----	-------	----	-------

【事務局】 計25人

福祉部長 深澤 武 長寿社会課長 清水 敏博 介護保険課長 青山 路子
担当係長

（長寿社会課）新井 史代 都丸 知子 福島 優 中西 富士子 小山 治子 小石 さち子
（介護保険課）深澤 剛 住谷 一水 宮下 明子 前田 恵子

各支所担当職員 10人

その他事務局担当職員 2人

【公開・非公開区分】 公開（傍聴者なし）

【所管部課】 福祉部長寿社会課

- 【議事等】
- （1）「高崎市高齢者安心プラン」の進捗状況について
 - ①平成24年度ひとり暮らし高齢者基礎調査結果について
 - ②介護支援ボランティアポイント制度検討状況について
 - ③市民後見人養成事業について
 - ④高齢者等あんしん見守りシステム事業について
 - ⑤高齢者買い物支援事業について
 - ⑥オレンジボランティア事業について
 - ⑦平成24年度特別養護老人ホームの整備に係る選定結果について
 - （2）高崎市介護保険運営協議会委員の改選について
 - （3）その他

議事 1 「高崎市高齢者安心プラン」の進捗状況について

議 長 それでは議題に入らせていただきます。①番から事務局から説明をお願いします。

—①「平成24年度ひとり暮らし高齢者基礎調査結果について」を事務局より説明（会議資料【資料1】）

議 長 いかがでしょうか。委員の皆様からご意見、ご質問等がありますか。

委員 A 市内の65歳以上の高齢者人口について、前年度から増加した人数が2,959人ということですが、その内、市外や県外から転入してきた高齢者の割合はわかりますか。

事務局 申し訳ありませんが、そこまでは把握していません。

委員 A 介護給付の増加の問題もありますから、転入者の把握を行っていくことも、これから大事になってくると思います。

事務局 その辺りも今後注意して資料等をそろえておきたいと思います。

議 長 東京の方では、「これから介護難民が増えてくるから脱出しよう」という動きもあるようですから、高崎がその受け皿になってしまうのではという話しですね。他にはいかがでしょうか。

議 長 それでは私からですが、日常生活圏域が今のような番号表記であると、どこの地域なのかよくわからないといつも感じています。旧町村部の圏域については、町村ごとにひとつの圏域になっていますが、例えば、「11圏域」と言われた場合に、すぐに「箕郷地域」と答えられる方がどれだけいるかということです。ここは、また検討をお願いしたいと思います。

それから、この調査の中で、「相談できる人はいない」と回答した高齢者が106人いましたが、どうして相談できる人がいないのかということを見ていく必要があるのではないのでしょうか。そもそも相談したくないだけなのか、あるいは、相談の内容が難しすぎて相談にのれる人がいないのか、それらの把握がぜひ必要だと思う訳です。

また、相談相手を「親族」と回答した高齢者が多くいますが、その親族が実際に相談にのってもらえる相手なのかどうなのかということは、また別の問題と言えます。つまり、相談できる親族がいればよいという訳ではなく、これらの親族の方がきちんと対応できているのか、人間関係の問題や相談内容の複雑さという部分もあるかと思しますので、この辺りも後々には見ていく必要があると思いました。他にはいかがでしょうか。

委員 B 資料の地区別一覧についてですが、例えば3圏域で「六郷」、「長野」の地区別の統計がありますが、「北部小学校区」が入っていないのは何故ですか。

事務局 この一覧表の地区名は、民生委員の地区割りに準拠しているため、いくつかの小学校区の名称が掲載されていない場合があります。ですので、この表の「六郷」の中には北部小学校区も含まれています。

議 長 これは、民児協で昔から続いている区割りで地区名を用いているため、厳密な小学校区や地域の名称が出てこない場合があるということですね。他にはいかがでしょうか。

委員C ひとり暮らし高齢者についてではありませんが、老老介護の実態が見えにくいと感じています。親子ふたりで生活するお宅に訪問しても、ひとり暮らし以上に苦勞されているような気もしますので、こうした高齢者のみの世帯にも手を差し伸べる必要があると思います。

議 長 今回は、ひとり暮らし高齢者の調査結果について事務局から報告がありましたが、「老老介護」、あるいは、「認認介護」ということも言われる高齢者のみの世帯の実態について、市がどのように把握しているのかということですね。事務局からいかがでしょうか。

事務局 高齢者のみの世帯については、ひとり暮らし高齢者と同様、支援を必要とする世帯が多いという認識を持っておりまして、高齢者安心プランの63ページでも、「今後、その実態を把握する仕組みづくりを行う」と記載させていただいています。

市では、昨年度から、要介護、要支援を除くすべての高齢者を対象に、「高齢者生活元気度チェック表」を用いた郵送調査を実施していますが、今年度からは、世帯構成を問う設問を新たに加えましたので、この調査結果などを活用しながら、高齢者のみの世帯の実態把握と、今後の支援のあり方について検討していきたいと考えています。

議 長 実際には、介護を受けている高齢者が障害のある息子さんと同居している場合で、おふたりとも餓死してしまったという痛ましい事件も起きていますので、必ずしもひとり暮らし高齢者の方がハイリスクではないということです。そういった点では、他の課や関係機関などと連携しながら、こうした世帯のニーズをどのようにキャッチしていくのかということが課題になってくるのだと思います。

それでは、次に進んでもよろしいでしょうか。②番の説明を事務局からお願いします。

—②「介護支援ボランティアポイント制度検討状況について」を事務局より説明（会議資料【資料2】）

議 長 介護支援ボランティアポイント制度については、昨年度の計画策定時、そして、今年度に入ってから、10月に一部の委員さんに検討をしていただきましたが、そこでも、なかなか結論が出ないという難しい課題です。

今回、事務局で、今後の方向性を2つに整理してもらいましたので、これをこれからどのように進めようかというところですが、いかがでしょうか。

委員A これは非常によい取り組みであると思いますが、ある程度動いていかないと意味がないと思いますので、少しモデル的に始めてみてはいかがでしょうか。

特に、②番の「高崎市で独自の形態、介護予防サポーターの活動に対するポイント付与」は、今後、重要な可能性が出てくるかもしれません。第6期の制度改正では、「要支援」の区分けがなくなる可能性があるとも言われていますから、それを見越した意味でも、介護予防サポーターにポイントを付与し、インフォーマルな部分も重視していきながら、市独自のプランで介護予防に取り組んでいった方がよいと思います。

議 長 今のご意見は、介護予防サポーターへのポイント付与ということですね。今検討しているのは、4ページ(1)「長寿センターで、定期的な介護予防運動教室を開催」、教室に参加した際にスタンプを押すといった、いわば「ラジオ体操方式」のような提案ですので、介護予防サポーターにポイント付与ということではありませんよね。

ただ、介護予防サポーターのようなボランティアにポイントを付与するのか、あるいは、介護予防に取り組む高齢者にポイントを付与するのか、その部分においても議論が分かれるということが言えると思います。

委員A 普段から一生懸命活動している元気な高齢者だけでなく、家に閉じこもりがちな虚弱な高齢者にもポイントが付いてしまうと、同じ高齢者の中でも統一が取れなくなってしまうのではないのでしょうか。

できれば、元気高齢者と虚弱な高齢者のポイントは、一緒の枠組みにしないで別々に評価していかないと、元気高齢者の意識であるとか、その辺りに影響が出てしまうような気がしています。

議 長 ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

委員D 我々だけで議論していても、なかなか結論が出ない感じがしています。それならば、市全体で一斉にポイント制度を始めるのではなくて、例えば、いくつかの事業者を公募して、パイロット的に始めてもらってもよいのではないのでしょうか。

議 長 今のご意見は、桐生市のように高齢者施設でのボランティア活動を評価するポイント制度を採用し、受け入れられる事業者を公募して、まずは実験的にやっていくということですね。群馬県では、受け入れが可能な施設の調査をしまして、手を挙げてくれそうな事業者もいるようですね。他にはいかがでしょうか。

委員B 資料には、ゴミ出しなどの生活支援に対するポイント付与という記載があります。介護保険でも、ヘルパーがゴミ出しなどの生活援助サービスを提供していますが、この部分をポイント制のボランティアをお願いして、ケアマネジャーはそれを居宅サービス計画に位置付けるというのはいかがのでしょうか。

こうしたボランティアを活用すれば、介護給付費の削減にもつながるような気もしますし、例えば調理などについては、若いヘルパーが食事を作ってくれるよりも、経験のある高齢者の方が上手にできる場合もあると思うのですが。

議 長 今のご意見は、元気な高齢者が地域で様々なお手伝いをした場合に、ポイントを付与するというところに賛成ということですね。

委員B 介護サービス事業者が、これらのポイント制ボランティアを取りまとめる役割も担って、それを居宅サービス計画に入れるといったイメージです。

委員E 3点ほど意見があります。まず1点目ですが、ボランティアポイント制度については、行政がシステムづくりを行うことは非常に重要だと感じる反面、実際の運用は、互助、お互いの助け合い、地域住民の自主的な力が必要になってきますから、行政があまり口を出してしまうと必ず失敗してしまうと思うことです。

もちろん、行政がバックアップしていくことも大切ですが、活動する人が楽しくて、やりがいがあって、やめられないくらいの気持ちになるためには、やはり行政が前に出過ぎてはだめだと思います。

2点目ですが、資料3ページの「まだ何もしていない人が介護予防に取り組めるようにする」とありますが、そこに出てくる人にポイント付与という考え方は、いかにも行政的です。例えば、そこでボランティアをする人は、自分が楽しくて出てくるのですからポイントは要らないと思います。ポイントを付与する趣旨を考えれば、そこがはっきりしてくるのではないのでしょうか。

3点目ですが、資料4ページ、「何もしていない人が『介護予防』に取り組めるようにする」、つまり、どう外に連れ出すかということですが、外に出たがらない方が全体の7割という統計もありますから、単純に連れ出すことを目的にせず、出前型・訪問型でアプローチしていくことも必要になると思います。その際、自宅まで出向いていくボランティアに対するポイント付与ということも検討する必要があるのではないのでしょうか。

最後になりますが、地域ごとの実態把握や調査が行われていないというのはそのとおりで、同じ高崎市内でも倉淵地域と中心市街地とでは、全くニーズが違うということを改めて認識する必要があります。

その方法論としては、やはり、地域の中でよりきめ細かに地域ケア会議を開いていくこと、ここには必ず地域のニーズが集まってきますから、ここで把握したニーズを地域住民などと共有して課題に取り組むといったモデルを、早急に実行に移していくべきだと思います。

委員F 今の意見と重複する部分がありますが、ポイント制度は、住民同士の支え合い、互助が目的であると思うので、ポイントを貯めることが目的にならないようにするためのシステムづくりが必要だと思います。

そのためには、合併前の町村単位のようなきめ細やかな対応が求められると思うのですが、合併を経て人口、面積ともに大きくなった高崎市において、そうした対応が果たして可能なのかということです。

先行している稲城市でしたら、細やかな対応ができる規模の自治体だと思うのですが、既にポイント制度を導入している自治体のうち、高崎市と同じ規模の自治体はどの程度あるのでしょうか。

事務局 最新の統計によれば、全国113市町村でボランティアポイント制度が導入されているということですが、高崎市と同様の中核市クラスでは、柏市や姫路市などが導入しておりまして、政令市クラスですと、横浜市、熊本市、福岡市などの規模が大きい自治体でも導入されています。今後、これらの都市部における導入事例も参考にしながら、高崎市ではどのような制度設計が相応しいのか検討していきたいと思います。

委員F これらの都市部の自治体が、どのような運用を行っているのかわかりませんが、恐らく、きめ細やかな対応ができているのだらうと思います。この制度は、理念的には大変素晴らしく、我々もこのような社会を目指していくべきだと思いますので、ぜひ運用面などについて研究を進めてもらいたいと思います。

議長 高崎市としては、早急にポイント制度を導入してしまおうということではなく、やはり、多くの方のご意見を聴いて、高崎市に見合った形をひとつずつ選択しながら、議論を重ねていくということによろしいのでしょうか。そんなに早急に結論を出さなくてもいい

いのかなと考えています。他にはいかがでしょうか。

委員G 貯めたポイントが何に交換できるのかまだわかりませんが、それがモノとかお金などに換えられることになれば、非常に生々しい気がします。健全な高齢者が、サポートを必要とする方を支えるのは必要なことだと思いますし、それは近い将来迎える老いへの準備であるとも言え、用心深く老いることができるといった頂き物があるかと思います。

私自身も、親の介護に携わってきた経験から、老いに対して注意深くなれましたので、それにポイントを付けることに非常に疑問を感じます。ボランティアや介護などに奉仕した預託時間を、自分が使わなければこんな幸いなことはないのですから、こうした基本的な考え方が必要だと思います。ですから、私はどうしても、ポイントをモノやお金に換えることには合点がいきません。

議長 ボランティアに対するポイントは昔から議論がありまして、一旦ポイントを預けておいて、例えば、5年後、10年後などに使えるようにするという考え方もあって、さわやか福祉財団では、この仕組みを全国に普及していこうとしてきた訳ですが、なかなか定着しているところが少ないという状況があります。

今回議論しているポイント制度は、自分の将来のために貯めておくというよりは、お互いに助け合うということ自体を評価し、ポイントという形でインセンティブを与える仕組みと言えますが、一方で、こうしたボランティア活動にポイントを付与することが本当によいのだろうかという議論もあります。

ただ、介護予防や介護について市民に理解を持ってもらうとともに、多くの方々が助け合いを行うという目的のためのひとつのツールとして、ポイント制度を導入することも有効ではないかという考え方もある訳です。

先日、テレビ番組で横浜市の事例が取り上げられていましたが、ぜひやってみたいという方も多くいらっしゃるようですし、市民の皆さんの関心の高さがうかがえました。こうしたところも踏まえていきながら、今後議論をしていきたいと思います。他にはいかがでしょうか。

委員H 本来、ボランティアは無償であって、それ自体が生きがいになっていて、そのつもりで活動している方がほとんどだと思います。ただし、支援の対象者が増加する中、継続的に活動を続けていける方をいかに確保していけるかが問題になっていると思います。

ボランティアの運営は、地域のごみ出し支援を例に考えてみても、それなりの人数を集めないと定期的に活動していくのは難しいと思いますし、やはり責任もあります。ボランティアとはいっても、自分の生活がある中で、仕事に近い部分でやっていかなければならない訳で、今のような無償の形で、果たしてどれだけの人が継続して活動していただけるものなののでしょうか。

私がボランティアをされていて感じるのですが、熱い思いがあっても、やはり人数が足りないと疲弊してしまいますし、ボランティアは仕事と違って途中で辞めることもできますから、定期的にボランティアを続けている方にポイントなどを付けることも考えないと、人数が集まらないのではと懸念しているところです。

議長 活動の継続性というところですね。その他にはいかがでしょうか。

委員I 資料4ページの「何もしていない人が『介護予防』に取り組めるようにする」とありますが、この「何もしていない人」とはどのような人を指すのか教えてください。

事務局 書き方に少し誤解があったかもしれませんが、介護予防に取り組むということは、能動的、あるいは、意識的にその予防に取り組んでいく必要があると考えていますので、こうしたスタンスを持って介護予防に取り組まれていらっしゃる方のことを指しています。

議長 言い回しに誤解を受ける部分があったようですが、要介護状態にならないようにするには、高齢者の皆さんが日々の生活をしていく中で、様々なことに関心を持ちながら、主体的に生きていこうとする方をもっともっと増やしていく必要があるということです。意欲が低下している方とか、なかなか外に出ない方ですとか、そういった方々を「何もしていない方」と表現してしまったと思うのですが、こうした高齢者の皆さんにこそ、介護予防という視点を持って取り組んでいただきたいということですよね。

委員 I 介護予防をしていない人が、介護予防に取り組むというのは少し無理じゃないかと思えます。こうした活動にどのような人を集めて、何をするのかといったことが具体的にないと我々にはわかりませんので、その辺りを親切、丁寧に説明していただきたいと思います。

委員 J ボランティアにポイントを付ける仕組みが馴染むかどうかは、ひとりひとり意見が違うので難しい問題だと思います。全国的にこの制度が軌道に乗っているところも多いのですが、そのための財源に継続性がなければなりませんし、軌道に乗ればかなりの財源を確保しなければならないということですよね。

先ほど、財源には介護保険の地域支援事業費を充てることができるとお話がありましたが、介護保険の給付が大変厳しい状況になっていきますし、途中でやめる訳にはいきませんので、しっかり財源を確保する必要がありますよね。

これが無報酬のボランティアであれば、様々な形でどんどん増やせる場合もあるかもしれませんが、有償のボランティアという仕組みにするのであれば、いかに財源を確保するかなどの継続可能性ということもしっかり検討していく必要があると思います。

議長 今のご意見はおっしゃるとおりで、地域支援事業費を充てることができるかとされていますが、現実問題として、どのくらいの予算が確保できて、それが将来的に継続して充てることができるものなのかということも考えていく必要があるということですよね。

議論は尽きないと思いますので、私の方で少し預らせていただき、これまでの議論を整理したうえで、継続して検討していきたいと思うのですがいかがでしょうか。

本日も、委員の皆さんから貴重なご意見いただいていますので、もう1度この場で、あるいは別の場で議論することも可能かもしれませんが、多くの方の知恵をいただきながら検討していけたらと思います。ありがとうございました。それでは、次の③番に移りたいと思います。

—③「市民後見人養成事業について」を事務局より説明（会議資料【資料3】）

議長 委員の皆さんからご意見やご質問はありますか。市民後見人養成については、高齢者安心プランにも記載した事業です。現在50名の方が受講しており、今後、修了者を家庭裁判所に登録し、市長申し立ての案件があった時には、実際に活動してもらうということでした。

第3者後見に関しては、弁護士や司法書士などが中心となって活動をしていますが、やはり人員が足りないという問題があります。ただ、身上監護等を中心にした支援があれば生活が成り立つ方も多くいると思いますので、こうしたところは市民の方の力を借りるということが必要になっているということですね。他にはよろしいでしょうか。

それでは、次の④番に移りたいと思います。

—④「高齢者等あんしん見守りシステム事業について」を事務局より説明(会議資料【資料4】)

議長 これについてのご意見やご質問はいかがでしょうか。

委員D センサーで感知した場合には、受信センターと民生委員さんに同時に連絡がいくのですか。

事務局 はい、通報先としてメールで登録されている方であれば同時に連絡がいきます。

委員D それでは、受信センターと民生委員さんに同時に連絡がいった後、すぐにお互いに連絡をとって動き始めるということですか。

事務局 はい、申請時、通報先として3人分を記入する項目がありまして、中にはご親族の方が誰もいなくて、民生委員さんだけが通報先になっている方もいますが、状況により、通報先になっている方には受信センターから連絡がいく場合もあります。

委員D ボタンを押せば受信センターに連絡がいくのでしょうか。

事務局 緊急通報装置については、具合が悪くなった時、ご本人がボタンを押すことで受信センターにつながります。

委員K あんしん見守りシステムは、夜間も対応できるのですか。また、時間設定は、例えば、朝8時から夜8時の間であるとか、昼の12時から夜12時までとか、時間的な配分といたったものがあるのですか。

事務局 受信センターは、スタッフが常駐し24時間対応します。

また、通報までに感知時間の設定については、12時間がよいのか、あるいは8時間にした方がよいとか、それはご本人と話し合いをする中で、その方のライフスタイルに合わせて設定していくことになります。

先ほどご質問のあった緊急通報装置については、ご本人がボタンを押すと受信センターとつながり、センターのスタッフと会話ができるようになっていますので、必要があれば、センターで救急隊を要請して駆け付けてもらうこともできる訳です。

また、安否確認センサーについては、異常を感知した情報は、登録した近所の方にも携帯メールで配信されます。ただ、携帯メールに気付かない場合もありますので、受信センターのスタッフが現場に駆け付けると同時に、近所の方に直接連絡をすることになっています。

委員K それでは、1日24時間のうち、本人の希望によって時間の設定ができるということですね。ありがとうございました。

議 長 緊急通報装置は、高齢者安心プランの67ページに、「日常生活用具給付等サービスの利用状況」として、平成23年度末で672人の利用実績がありますが、これらの方も安否確認センサーを取り付けることができるのでしょうか。

事務局 既存の緊急通報装置を利用している方についても、要件を満たす方であれば、現在利用している業者が取り扱う安否確認センサーを無料で設置することができます。

議 長 そうすると、次期計画書には、「緊急通報装置」の他に、「安否確認センサー」の項目が追加されて記載されるということになりますね。

委員E 設置対象者として、①、②、③のいずれかに該当する方となると、お元気なひとり暮らしの方にも設置するというのでしょうか。

事務局 あくまでも、疾病等により日常生活に不安のある方であって、①、②、③に該当する方が設置対象となりますので、お元気な方は対象にはなりません。

委員E 安否確認センサーの通報先として、「②近所の人や民生委員さんなど」とありますが、夜間帯等のことを考えた場合、地域の中には事業者を含めて相談を受けることができる社会資源が数多くあると思いますが、こうしたところを通報先としてお願いするとか委託するといったことは考えられないのでしょうか。

事務局 民生委員さんを通報先として登録いただくことは、先の民生児童委員地区会長会で説明を行い、通報先である3人のうち1人は民生委員さんに登録していただき、残りの2人については、ご本人の希望により、近所の方をお願いしてもらうということでご理解をいただけたところです。

また、今回、導入するよう勧奨した対象者は、ひとり暮らし高齢者調査をベースにしており、地域の民生委員さんが声かけや見守りなど何らかの形で日常的に関わっていらっしゃるケースが多いことから、ご理解とご協力が得られたものと認識しています。

議 長 24時間体制で仕事をしている事業者なども活用してみてもどうかというご提案だと思いますが、地域の中で助け合いをどう進めていくかという時に、夜中ですか明け方ですか、目の行き届かない時間帯に緊急対応できるような仕組みのひとつのツールとして、今回導入した「あんしん見守りシステム」があると思います。

ただ、このシステムが全市に拡がり、緊急通報装置や安否確認センサーを付けた方がたくさん増えることを想定していることよりは、やはり、住民同士が助け合うということがまずあって、緊急の場合には、このようなシステムが補完的にあるというところでの普及が望まれるのではないのでしょうか。

例えば、民生委員さんなどが目の届かない明け方などに、新聞販売所の配達員の方が何らかの異常を察知したら、民生委員さんに連絡をするといった協定を結んでいる地域もありますし、入所系の介護施設などは24時間体制でサービス提供を行っている訳ですから、こうした事業者がお手伝いできる部分もあるかと思えます。やはり、こうした地域での助け合いをしっかりと作っていくということが、まずは大事だと思います。

委員I ひとり暮らし高齢者が増えていますので、これは非常によいシステムだと思いますが、

予算面で問題はないのでしょうか。

事務局 この事業につきましては、9月の補正予算に計上し500人まで対応できるようになっています。12月15日号の広報高崎で周知しますが、予算を超える希望があったとしても、基準を満たしている方であれば対応できるよう予算措置を行っていく予定です。

議長 財源として500人分確保しているということですね。安否確認センサーは別としても、緊急通報装置であれば、ボタンを押せば救急対応も可能ですし、近隣の方も来てくれば、救急隊員なども対応しやすくなるメリットもあるかと思います。

このように、2重、3重の見守りなどのケアが必要な方が、こうしたシステムを利用するということですね。ありがとうございました。他にはいかがでしょうか。

委員L 以前、緊急通報装置を市から委託された部署にいたことがあります。その時困ったのが、結果的には装置の電池切れだったのですが、夜中、異常を感知したため駆け付けてみたところ、本人が不在というケースがありました。本人が家族と一緒に出掛けて2～3日家を空けてしまったり、入院をしまったりといったこともあるかと思いますので、この装置を付けて安心してしまおうのではなくて、やはりご近所の方であるとか民生委員さんが普段から気にかけてたり、日常的な見守りなども並行していかないと、よりよいシステムに近づいていかない気がしています。

議長 設置対象者の要件をみると、疾病等のある介護認定を受けた方がイメージされますが、実際には、そこまで至らないような方でも対象になるのでしょうか。

事務局 設置対象者は、基本的に介護認定の有無を考えないようにしています。当初は、その辺りも検討していましたが、認定結果は変動することもありますし、機器を一度設置すると回収するのも煩雑になりますので、基準を複雑にせず資料にあるとおりの方を対象といたしました。

議長 質問した趣旨は、このシステムを必要とする方は、日常生活の中でも様々な不安ですとか、生活課題を抱えている方々であるのではないかということです。

介護認定を受けてケアマネジャーが関われば、こうした相談にも対応してもらおうことで、不安を解消できたり、介護サービスの利用につなげてもらうことができると思いますが、こうした部分に関わってくれる人がいないとなると、誰がどのように支援をしていくのかということが課題になってくる訳です。

単純にこのシステムを利用すれば、このような方が安心して生活できるようになるとは言えないと思いますので、こうした方々のフォローやケアをしていくための体制をしっかり作っていく必要があると思いました。

委員E 先ほどは、介護予防のために外に出てもらうための仕組みとしてボランティアにポイントを付けるという議論がありましたが、それでも出て来られない人のためには、この「あんしん見守りシステム」でいくということでは、制度ありきの縦割りになっているような気がします。

この緊急通報装置は、本人がボタンを押して助けを求める訳なので、高齢者本人が安心できるシステムということが言えると思いますが、安否確認センサーの方は、周囲の方が安心するためのものとも言えかもしれません。高齢者からすれば監視されているよ

うな気がするかもしれませんが、周囲が過度に介入し過ぎるというのはいかかなものでしょうか。

市としてこれを続けていくことに対して、様々な問題が出てこないのかが一番心配している部分です。もちろん、本当に必要とされている方には非常によいシステムであり安心だと思いますが、家から出て来ない心配な高齢者にどう関わるかということについては、機器の導入ありきではなく、やはり互助的なところをもう少しシステムの考えた方が健全であると思いますし、少し支援が必要であっても、元気に在宅生活を続けられている方に設置されるようなことがないか懸念を感じています。

事務局 市で導入を促している方は、親族がいらっしゃらない方が中心です。それ以外の方に関しては、あくまでも「手上げ方式」であって、希望した場合に申請していただく形になりますので、ご本人が監視されるようで嫌だという場合には、申請があがってこないと考えています。

議長 できれば、いろいろな助けを必要としていることを訴えられたり、相談にのってもらえるような窓口が地域の中にあって、「あなたの場合にはあんしん見守りシステムが使えますね」という形で、専門職と相談のうえで導入するが非常によいと思います。

一定の基準のもとで使える使えないということではなくて、本人の普段の生活を維持するために、専門職がしっかり相談にのれて、その中で判断がなされ、支援につなげていく形が最もよいと思う訳です。

要支援以上の認定を受ければケアマネジャーがつく訳ですが、そこまで至らない方の場合、今は専門職がつけられない状態になっているので、地域包括の職員などが、しっかり寄り添いながら相談にのり、判断できるようなバックアップ体制が必要だと思います。

やはり、地域全体の助け合いとか専門職の相談体制のあり方の中で、この部分の足りないところについては、このあんしん見守りシステムで補完していきましようということではないでしょうか。他にはよろしいでしょうか、⑤番に移りたいと思います。

—⑤「高齢者買い物支援事業について」を事務局より説明（会議資料【資料5】）

議長 それでは、委員の皆様からご意見、ご質問等がありますか。

委員F 見守りを兼ねた移動販売は素晴らしい事業だと思います。一方、先日、移動販売の要望があった地域に巡回できないかどうか、近くを巡回する事業者さんと交渉する機会があったのですが、その事業者さんからは、運営費に対する支援を「もう少し上げてもらえないと回れない」という意見がありました。これは現場の意見ですので、ぜひご検討いただければと思います。

もう1点は、買い物弱者への支援が目的ということですが、その付加価値として、場所づくりという視点が大切であって、高齢者の皆さんが集まれるような場所で販売をしてもらい、そこに例えば、地域の民生委員さん、地域の公民館等と連携することで、違った動きもできると思います。

議長 1点目のもう少し支援をというお話についてですが、その移動販売事業者の方は、どのくらいの支援が必要とおっしゃっていたのでしょうか。

委員F 事業者さんのお話しでは、人件費の関係もあって、他の地域にも巡回したいけれども、

それができないという声が聞かれました。やはり、買い物支援が福祉目的であるならば、その辺りをしっかり担保できるような支援が必要かと思えます。

事務局 市では、運営費として月額1万円の補助を行っていますが、事業者さんからは、補助金をもらうよりも、困っている地域を教えてもらいたいという声も多く聞かれます。

広報に掲載されていた剣崎町のような新たな展開が今後増えていけば、事業者さんにとってはそれがビジネスチャンスになるとも考えられる訳でして、困っている地域の情報が得られるよう、行政との連携を大事にしていきたいという声もありました。

もちろん、補助金額が少ないのではということも承知していますので、そのあたりも考慮しながらやっていきたいと思えます。

次に居場所という面ですが、移動販売を誘致した剣崎町では、そこに買い物に来た高齢者の皆さんが、「〇〇さん久しぶり、元気だった」といった井戸端会議が始まる光景を目にしました。この場所は、町内公民館の駐車場でしたが、このまま公民館でお茶でも飲んでいこうかといった、新たな展開も考えられると思えます。

事業者さんの話しでは、今はお客さんの玄関先で販売することが多いと聞いていますが、剣崎町のように1カ所に大勢集ってもらえれば、効率的で採算性もありますし、地域にとっても新たな地域コミュニティの創出につながる可能性もあります。また、そこが買い物を通じた居場所になれば、生きがいつくり、社会参加にもつながってくると思えますので、今後、モデル的に実験していくことも考えていきたいと思えます。

議長 市内には、ふれあいサロンが270カ所以上ある訳ですから、そこに移動販売車が来て、高齢者の方に買い物をしてもらうというのも可能になるのではないのでしょうか。

それから大事なのは、これまで、どこにお客がいるかというのは業者がマーケットリサーチしてきた訳ですが、そこを今回行政が入って、マーケットリサーチのお手伝いのようなこととしてしまおうという時代に入ってきたということです。

マーケットリサーチにお金をかけている大手企業にとっては、それが軽減される訳ですから、こうした大手企業が多く事業に入ってくると、地元の商店や小売店にも影響が出てきてしまう恐れもありますので、今度はこの辺りを商工関係部署がどのように調整していくのかということが、新しい課題になってくると思えます。

これまでは、大型郊外店を誘致してきた訳ですが、それによって、中心市街地の商店街がさびれてしまったり、地域の商店がなくなってしまったという状況がある訳ですので、これからは、地域に役立つお店をどう作っていくのかということが、これからの行政課題になると思えます。

委員F 大手の流通企業もマーケットリサーチをしてやっていると思えますけれども、そこのお手伝いを目的にしてもらいたくないということです。買い物弱者への支援というのは大切だと思いますが、あくまでもそれは福祉目的であって、それと同時に、やはりそこにコミュニティができて、また、そのコミュニティを作るための核となれるような事業者さんがいて、人と人とのつながりで買物が始まるような、そういったことが真の目的だと思います。こうした意味では、補助金もそういう目的に合わせてもらいたいと思えます。

議長 大手企業であれば、移動販売車両などの事業費や取り扱う商品も確保しやすいという面がありますが、実際に今やっているNPO法人では、自ら軽トラックを用意して、スーパーで安い商品を確保するなど苦労している訳ですから、何かをやってみたいという

人に対する助言を含めた環境整備に、市がどれだけ支援をできるかということですね。

それによって地元商店が生き残っていけるということもあるかもしれませんが、NPO法人などがこの分野に参入したり、場合によっては、起業できない若者たちの就業支援につなげていくということもあるかもしれませんので、いろいろな方法が検討できるかと思います。

委員 I 私たち消費者にとって一番興味があることは、移動販売で扱う商品の値段や新鮮さということだと思います。それから、移動販売車を利用している方がどのくらいいるのかわかったら教えてください。

事務局 移動販売の商品の値段については、一概に申し上げにくい部分ではありますが、大手ディスカウントスーパーのような大量仕入、大量販売を行うことはできませんので、そのあたりも考慮していただく必要があるかと思います。

また、衛生面についてですが、移動販売を行うには、肉類や魚類など商品ごとに保健所からの販売許可が必要になりますので、問題ないと思われま。

移動販売の利用者数については、現在補助している9事業者の傾向として、午前中は仕入れや仕込みを行い、午後から巡回を始める事業者が多いのですが、平均して1日20～30人程度の利用があると報告を受けています。

議長 資料には事業者一覧があつて、巡回地域や曜日と時間、取扱商品などが掲載されています。こうした情報をぜひ市民にも知らせていただきたいと思います。例えば、巡回地域がひと目でわかるよう曜日ごとのルートなどを地図上に落とせば、利用が増えていくことにつながるかもしれないので、アイデアのひとつとして考えてもらいたいと思います。その他にはよろしいでしょうか。それでは、⑥番にうつりたいと思います。

—⑥「オレンジボランティア事業について」を事務局より説明（会議資料【資料6】）

議長 オレンジボランティアが活動し始めたということでしたが、ご意見、ご質問はあります。それでは、引き続きですが⑦番について、事務局から説明をお願いいたします。

—⑦「平成24年度特別養護老人ホームの整備に係る選定結果について」を事務局より説明（会議資料【資料7】）

議長 特養待機者ゼロの目標に向かって増床を行うということでしたがいかがでしょうか。

議事2 高崎市介護保険運営協議会委員の改選について

議長 それでは、(2)について、事務局から説明をお願いします。

—(2)「平成24年度特別養護老人ホームの整備に係る選定結果について」を事務局より説明（会議資料【資料8-1、8-2】）

議長 説明のとおり、3月末日をもって現委員の任期が満了することと、吉井地域の委員3人についても合併の経過措置期間が終了することから、来年度からは、条例に定められ

た20人以内に戻るということでした。いかがでしょうか。

委員J 推薦団体の中に「高崎市介護支援センター協議会」とありますが、この協議会は、今はありませんので、次回の委員推薦時には検討をお願いいたします。

議事3 その他

議長 それでは、次第の最後となりますが、その他としてはいかがでしょうか。事務局から報告があるようですのでお願いします。

—「平成23年度要介護認定統計資料」を事務局より説明（会議資料【当日配布】）

議長 今の統計資料についてはいかがでしょうか。新規申請が増えていますが、特に審査上の問題は起きていないということですね。その他にはいかがでしょうか。

—「『ぐんまちょい得シニアパスポート』について」を事務局から説明（会議資料なし）

議長 群馬県の事業で、県内在住の65歳以上の方が、協賛店舗において特典などを受けられるパスポートが、来年1月15日から、市役所や各支所で配布が始まるということでした。これについてはよろしいでしょうか。

次回は3月に予定しています。日程が決まり次第ご案内させていただきますので、ご参集いただければと思います。本日は長時間にわたり、大変ありがとうございました。